

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 44歳
- (4) 性 別 女

##### 2 処分の程度

減給10分の1 6月

##### 3 発令年月日

令和6年4月15日

##### 4 処分理由

私物の外部記憶媒体を学校に持ち込み使用してはならないことを認識していたにもかかわらず、平成28年3月頃、自己所有の外付けハードディスクを、当時勤務校に持ち込み、当時同校第6学年児童8名分の個人情報が含まれた授業写真を同外付けハードディスクに保存し、校外へ持ち出した後に自己所有のSDカードに保存した。

また、令和4年4月1日から同年8月2日までの間、同SDカード等を、管理職の許可なく、当時勤務校に持ち込み、使用するとともに、同校児童19名分の個人情報が含まれた授業写真を同SDカードに保存し、校外へ持ち出すなどした。

さらに、同月17日から同月22日までの間に、同8名分の個人情報及び同19名分の個人情報が保存された同SDカードを紛失した。

## II

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 4 1 歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

戒告

### 3 発令年月日

令和 6 年 4 月 1 5 日

### 4 処分理由

契約条項において、受注者からの契約代金の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならないと定められているにもかかわらず、令和 4 年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日までの間に、業者に対して修繕の依頼をした物品の修繕費 65,780 円の支出処理を怠り、契約代金の請求を受けた日から起算して 30 日以内に同修繕費の支払が行われない事態を招くとともに、令和 5 年 6 月 13 日に、同業者に遅延利息金 1,200 円が支払われる事態を招くなどした。

#### 【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）